

平成30年度第2回明和町総合教育会議次第

日 時 平成31年 3月 7日

11時30分～

場 所 明和町中央公民館 小会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 明和町教育行政大綱（案）の報告について . . . 資料1

(2) 明和町小学校区検討委員会答申の報告について . . . 資料2

4 その他

5 閉 会

明和町教育行政大綱（案）

未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人づくり

私たちは、子どもたちが生きていくうえで必要不可欠な「生きる力」を身につけさせるため、学校、家庭、地域において「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育成することを目指します。

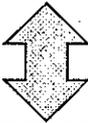
また、芸術文化・スポーツにおいて町民一人ひとりが能力や個性を伸ばし、それぞれのライフステージに応じた夢を実現できる生涯学習環境の形成と、日本遺産に認定された誇れる歴史と地域の伝統文化を次世代に継承し、これらの文化遺産を活用したまちづくりを推進する人材の育成を目指します。

■教育行政大綱の位置付け

この大綱は、明和町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第5次明和町総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を定めます。

■教育行政大綱の実施期間

本大綱は、平成31年度から34年度までの4年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて柔軟に見直していくこととします。

平成(年度)	23~30 (2011~ 2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)
第5次及び第6次 明和町総合計画	第5次明和町総合計画 (H23(2011)~H32(2020))			第6次明和町総合計画 (H33(2021)~H42(2030))			
	後期計画 (H28(2016)~H32(2020))			第6次前期計画 (H33(2021)~H37(2025))			
 連動・整合性							
明和町教育行政大綱	旧 明和町教 育行政大綱	明和町教育行政大綱				次 期 明和町教育行政大綱	

【重点政策】

- 1 幼児期から学齢期までの子どもたちの保育・教育を保障するため、教育委員会、家庭、地域が連携した教育環境整備の推進
 - (1) 幼児期の保育・教育並びに子育て支援の充実・強化
 - (2) 小・中学校教育の充実
 - (3) 安全・安心な学習環境の整備
 - (4) 学校・家庭・地域で教育に取り組む社会づくり

- 2 子どもから大人まで、だれもがいつでも、どこでも学び活かせる環境づくりの推進
 - (1) 生涯学習の推進
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - (3) 青少年の健全育成の充実
 - (4) 文化・芸術活動の充実

- 3 史跡及び日本遺産を活用したまちづくりの推進と地域の伝統文化を継承していく郷土愛に満ちた人材の育成
 - (1) 郷土の歴史遺産や伝統芸能・文化の振興

基本施策(案)

基本施策は、大綱を実現するための具体的な指針であり、重点政策のもとに定める各施策ごとの主な取り組みを掲げます。

1 幼児期から学齢期までの子どもたちの保育・教育を保障するため、教育委員会、家庭、地域が連携した教育環境整備の推進

(1) 幼児期の保育・教育並びに子育て支援の充実・強化

幼児期における心身の健全な発達、人間形成に大きく寄与していることから、幼児期に必要な集団生活を通じて基礎的生活習慣や社会性を身につけ、地域とのふれあいを大切にすることにより、豊かな人間関係や規範意識を培います。

- ・子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・地域に開かれた子育て支援の拠点づくり
- ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力の向上
- ・保育園・幼稚園・こども園・小中学校の連携の促進

(2) 小・中学校教育の充実

ア 学力の向上と多様な教育への取り組みの推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育てなければなりません。それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、学習指導要領に基づき、確かな学力の定着と向上を図るとともに、外国語教育などの新しい時代に対応した教育や特別支援教育の充実に取り組みます。

- ・基礎的な知識・技能の習得と学力の育成
- ・※ICTを活用した※プログラミング教育の推進
- ・英語指導助手の配置及び英語教育の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・教職員の資質向上
- ・小中一貫教育の推進

※ICTとは・・・情報、通信に関する技術の総称。従来から使われているIT（インフォ

メーション テクノロジー) に代わる言葉として使われている。海外では IT よりも ICT (インフォメーション コミュニケーション テクノロジー) の方が一般的である。

※プログラミング教育とは・・・2020 年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータプログラムを意図通りに動かす体験を通じ、理論的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、IT に強い人材を育成する狙いがあるもの。

イ 人権教育の推進

今日、社会的な問題となっている「いじめ」「児童虐待」等の事件を厳しく受け止め、「人の命を大切にす」人格形成を目的とした学習や研修に取り組みます。

また、子どもたちが、自他の基本的人権を尊重し合い、互いに認め合い、一人ひとりを大切にする教育活動を推進します。

- ・命の大切さや心の教育の充実
- ・いじめ防止等の取組みの充実
- ・人権を重視した学校づくりの推進
- ・教職員及び社会教育関係者の人権教育研修の推進
- ・人権講演会や講座など啓発活動の充実
- ・※インクルーシブ教育の推進

※インクルーシブ教育とは・・・障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のこと。

ウ 情操教育の推進

将来を担う子どもたちの人生が、感動ややすらぎ、生きる喜びに満ちたものとなるよう、文化芸術活動、読書活動などを通して、豊かな感性や情操を育む教育活動を推進します。

- ・文化芸術活動の充実
- ・読書活動の推進

エ 健やかな体の育成

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、基本的な生活習慣を子どもの

頃から適切に身につけることが必要です。特に学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、心身の成長発達についての健康教育を推進します。

- ・運動習慣、生活習慣、食習慣の教育
- ・学校給食における食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・米飯給食の推進
- ・学校スポーツの推進

(3) 安全・安心な学習環境の整備

ア 教育環境の充実

健康管理や勉学に励むことのできる快適な学習環境を確保するため教育施設環境整備の推進が必要です。また、老朽化が進む学校施設や津波浸水区域内にある教育・保育施設の改築などに取り組みます。

- ・空調設備設置の推進
- ・小学校区の再編制
- ・教育施設整備の充実
- ・公共施設等総合管理計画に基づく校舎等維持管理の促進

イ 安全教育の推進

子どもたちがさまざまな事件・事故・災害等から命を守るために、危機管理教育の充実を図り、子どもたち自らが、危険を予測・回避する力を身につけることができるように安全教育を推進します。

- ・防犯教育の推進
- ・防災教育の推進
- ・交通安全教育の充実

(4) 学校・家庭・地域で教育に取り組む社会づくり

ア 家庭教育の向上

子どもたちの基本的な生活習慣、自立心などの醸成には家庭教育のあり方も重要です。このため、生活習慣や家庭学習の習慣などが定着するように家庭での教育力向上を推進します。

- ・家庭での予習復習の定着
- ・家庭学習の時間の確保
- ・家庭での生活習慣の形成

イ 開かれた学校づくりの推進

教育活動の資的な向上や地域のよさを教育活動に取り入れた特色のある学校を創造するため、保護者、地域住民等の学校運営への参画を推進します。

- ・学校評価の実施
- ・地域との教育活動の推進
- ・地域による学校支援体制の整備推進
- ・地域資源を活かした教育活動の推進
- ・放課後子ども教室の推進
- ・放課後児童クラブの充実
- ・学力アドバンス事業の推進
- ・地域未来塾（明和学びの里）の充実

2 子どもから大人まで、だれもがいつでも、どこでも学び活かせる環境づくりの推進

(1) 生涯学習の推進

豊かな心と生きがいを育むまちづくりのため、生涯にわたって学びたい人がいつでも学べる環境づくりを推進します。

また、「学ぶ」だけの姿勢から、一人ひとりが学習した内容を地域に活かしてもらうように「学び返し」を実践し、住民の生涯活動の活性化や学習意欲の向上につなげます。

- ・ 公民館活動の充実
- ・ 図書館サービスの充実

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

住民が生涯にわたり元気で充実した生活を送り、体育・スポーツ活動を楽しめるよう、各種スポーツ事業の推進、環境整備や活動団体等への支援に努めるとともに、リーダーの育成を図ります。

- ・ 町内各種スポーツ大会・スポーツまつりの支援
- ・ 生涯スポーツ事業の振興
- ・ 競技スポーツの振興
- ・ スポーツ環境の整備推進
- ・ 指導者の育成
- ・ 国民体育大会の推進

(3) 青少年の健全育成の充実

次代の担い手である青少年が、心身ともに健全に育つ環境づくりを目指し、行政・学校・家庭・地域や関係団体が連携して青少年を守るための取り組みを行うとともに、青少年の非行防止活動を推進します。

また、地域活動を通じた交流の機会の提供や指導者の育成を支援し、ボランティアなどの社会活動への青少年の参加を促します。また青少年育成関係団体間の交流・連携等を推進します。

- ・ 青少年健全育成町民の会の活動支援
- ・ 青少年指導員協議会の活動の推進
- ・ 地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進

(4) 文化・芸術活動の充実

住民の豊かな人間性を育むため、生涯学習との連携を強化して、気軽に芸術・文化に触れられる環境づくりを推進するとともに、芸術文化に関する発信に努めます。また、指導者の育成や地域において文化活動に携わっている人や団体を支援し、活動者の増加を促進します。

- ・ 町民文化祭や地域における文化活動の支援

- ・文化活動を支援する人材、ボランティアの育成
- ・高度なスポーツ、文化、芸術活動に触れることができる講演会等の積極的な誘致
- ・文化活動を行う拠点施設の整備

3 史跡及び日本遺産を活用したまちづくりの推進と地域の伝統文化を継承していく郷土愛に満ちた人材の育成

(1) 郷土の歴史遺産や伝統芸能・文化の振興

郷土を誇りに感じ、ふるさとを大切に思う気持ちが育つ人づくりを推進するため、伝統文化を学び、体験・参加できる機会の充実を図るとともに文化財や郷土芸能の保存・継承と活用を推進します。

- ・地域の伝統芸能や有形文化財等の情報発信
- ・齋宮歴史博物館やいつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜などの施設を活用した文化事業の推進

平成31年2月20日

明和町教育委員会
教育長 下村 良次 様

明和町小学校区検討委員会
委員長 深草 正博

答 申 書

平成23年(2011年)3月11日に発災した東日本大震災による津波被害は甚大なものであり、将来起こる可能性が非常に高い南海トラフ地震に全町を挙げて対策を実施しており、町内の小学校においても対策は重要な事項である。

また、一部の小学校では児童数の減少に歯止めが利かない状態であり、これは集団生活のなかで多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら主体性や社会性を身に付けていくといった環境に格差が生じつつあるのが現状である。

こういった諸問題を抱えるなか、明和町全体からの視点で防災、減災及び創立時からの経過年数にかかわらず対等な関係の統合を検討するものである。

今回の検討は、ハード及びソフト両面での理想の学校づくりをめざし、さらに明和町の新しいまちづくりに寄与することが重要となる証左である。

明和町小学校区検討委員会は、上記に基づき平成30年2月16日に諮問された「小学校区の再編制計画について」検討を行ってきたが、このたび、検討結果がまとまったため次のおり答申する。

1. 大淀小学校は2024年に竣工から60年を迎え、老朽化や耐震性を含めた懸念材料があることから、近い将来には具体的な改築計画を検討していくことが望ましい時期と判断した。

また一方で、町内海岸沿いに立地し、近い将来に発生するとされている南海トラフ地震の津波の影響も考慮すると、下御糸小学校についても津波等の浸水による被害が懸念される。

子ども達の大切な命を守るため、大淀、下御糸両小学校が国道23号線以南に移築した場合、津波のみならず台風等の水害も考慮すると、近隣を流れる笹笛川の氾濫の影響を受けないことが望ましい。

そして、上御糸小学校においても台風などの水害時に、近隣の祓川の氾濫の可能性を考慮した場合、大淀、下御糸、上御糸の校区が浸水区域として重複対象であるため、3校を統合の検討対象とすることが望ましいといえる。

なお、現在、大淀、下御糸の両小学校は1学年1学級の状態であり、友人関係や学級内での序列の固定化を招く懸念があるため、望ましい学級数としては最低でも1学年当たり2学級以上を確保し、統合したうえでの移築が望ましい。さらに、町北部の3校を統合し、津波・河川氾濫ハザード地域外に立地することが、危険回避のみならず、子ども達の自主性や社会性を育むといった教育環境にも望ましい状態になる。

また、東日本大震災以前から人口減少が見られる地域でもあり、震災以降は津波被害の想定により、大規模な商業施設や宅地造成の開発などが望めない状況である。さらに人口動態も考慮した場合、町北部の統合した小学校を先に建設することが望ましい。

これらの検討により、下記の結果となった。

- ① 大淀小学校の耐用年数を迎える前に、町北部に位置する上御糸小学校と下御糸小学校を含めて統合し、2024年までに1校の新しい小学校を建設することが望ましい。その場合、町道明和中央線を軸とし、国道23号線より南の津波・洪水などの水害によるハザード区域外とする。

2. 町南部に位置する齋宮、明星、修正の各小学校の規模を比較した場合、今年2月時点での児童数は、齋宮小学校417名1学年当たり3クラス、明星小学校263名1学年当たり2クラス、修正小学校55名1学年当たり1クラス未満である。

文部科学省の学校教育法施行規則では小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準としていることから、各小学校の規模の差が大きいと判断できる。

現在、修正小学校においては、すでに複式学級の状態であるが、小規模校であるがゆえに、児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かい指導が行いやすいなどといったメリットは見受けられる。

しかし一方では、学年毎の男女の比率は偏ったものとなっているほか、今後、児童が中学校に入学した場合、急に新たな人間関係や集団づくりを始めなければならない。現在、修正小学校では豊かな人間関係を築くための主体性や社会性を身に付けさせることを目的とし、町内他校との交流を図ってはいるが、頻繁には行うことはできないため、苦慮している状況である。

これらを考慮し、子ども達の将来を見据えた場合、修正小学校の統合を優先的に行うことが望ましいと思われる。

なお、町南部の校区全体としては、齋宮小学校の建設時期が最も古いことが、60年の耐用年数には幾分時間があること、バランスの取れた規模の学校の建設予定地の選定、町の財政状況などを勘案し、段階的に統合していくのが望ましい。

これらの検討により、下記の結果となった。

- ② 町南部に位置する齋宮小学校、明星小学校、修正小学校については、北部の新校舎開校時までには齋宮小学校及び明星小学校の2校に統合し、北部の新しい小学校、齋宮小学校、明星小学校の町内3校としていく。

3. 町の南部に位置する齋宮、明星、修正の各小学校はいずれも RC 造（鉄筋コンクリート造）であり、耐用年数を 60 年とした場合、最も耐用年数に早く至る学校は齋宮小学校で 2038 年である。

また、前項目において、前段階として町南部に位置する 3 校の小学校を 2 校に統合した後、いずれの小学校も耐用年数まで 20 年未満となる。

この時点では、すでに校舎の老朽化が進んでいる状態であり、維持繕費用が大きな負担となってくることから、将来の人口動態の経緯を見定めたくうえで、いずれは南部の 2 校を 1 校に段階的に統合していくのが望ましいと思われる。

なお、建設予定地の選定にあたり、町南部地域は、津波被害は想定されないものの、その他の土砂等の災害を被らない場所を検討する。

また、町内における地形の性質、並びに子ども達の成長や学習環境に適した学級編制を念頭に置くことが望ましい。

これらの検討により、下記の結果となった。

- ③ 町南部の、改築時の移転の可否、また、最も早く耐用年数を迎える齋宮小学校を考慮し、南部の 2 校区を統合する場合には、小学校の建設地の選定については、町道明和中央線を軸としつつ、県道 428 号伊勢小俣松阪線（旧参宮街道）より南の水害・土砂災害等のハザード区域外とする。

このことから、将来的には町内の小学校を 2 校とし、学級編制等を含め、適正な規模とする。

4. 将来、町内の小学校が2校までに統合する前提に立ったうえで、新しい学校はいずれも、あらゆる災害から子ども達や教職員、さらには避難者の安全や安心の確保と地域の防災拠点として学校の果たす役割を優先しなければならない。

したがって、南海トラフ地震が起こる可能性から考慮すると、これから建設する校舎は必ず大きな被害を受けることになる。そのため、被害を最小限に抑えることが重要である。建築の際の計画にはそういったレベルの高い耐震性能等を持たせなければならない。

ただし、防災や減災、被災時の観点のみでは冷たい印象となりかねない。このことから、新しい学校は魅力を感じる具体的なイメージを表すことが必要だと思われる。

また、明和町らしさ及び明和町の教育目標を表現し、展開できるような学校にすることが重要である。

今後、新たな小学校用地の取得に関しては、校舎のみならず学童施設、あるいは、こども園の併設も視野に入れたものとする。保育所や幼稚園、こども園や中学校との連携が重要であり、幼児期から義務教育終了後まで、明和町として一貫した教育を継続していくことにより、明和町としての教育の成果が現れるのではないか。

これらの検討により、以下の結果となった。

④ 新しい小学校の建設については、将来必ず発生するであろう、あらゆる災害等を考慮した設計を行うこと。

また、児童や生徒のみならず、教職員や地域の人など誰もが行きたくなくなるような、「未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくり」にふさわしい、明和町の特徴を生かした魅力のある計画（プランニング）とする。

また、各教育施設との連携を図り、明和町としての教育を継続していくことが望ましい。

5. 統合による学校区の変更は、あらゆる面で町に大きな影響を与えることになり、今後、約30年間の町の発展に繋がるものである。

まず、子ども達への影響として、学校から遠隔地に住む子ども達への通学距離が課題となるため、その対応が必要である。

また、共働きの保護者にとっては、放課後児童クラブの配置が心配になる。さらに学校における地域ボランティアは、どこまで活動範囲を求められるかが課題となる。

さらに視野を広げると、地域コミュニティを無視することはできない。明和町の規模の町では、学校の建替や移転は非常に大きな事業であるとともに、大変なインパクトを及ぼすものである。これを十分に認識し、まちづくりの計画やマスタープランに取り組む必要がある。

今後、まちづくりに関しては、史跡齋宮跡の活用の方策が中心となるほか、自然景観に注目すると、津波被害のマイナス面だけで捉えられがちであるが、海岸沿いに残る自然環境・歴史性などを大いに生かしていくことにより、町全体でふるさとの輪を形成することが重要である。

なお、統合後の旧学校用地の跡地利用について、議論を重ねる必要がある。旧校舎や体育館の活用あるいは撤去など、地域の事情や財政面などの大きな問題を抱えるため、多方面からの視点が必要である。このことから、現在の各学校区のコミュニティに配慮する議論を続けていくことが住民の理解にも繋がる。

これらの検討により、以下の結果となった。

- ⑤ 小学校の統合に伴い、スクールバスの運用のみならず、特に旧校舎の跡地利用などの基盤整備が必要となるため、それに合わせたまちづくりの地域計画や事業計画に取り組むこと。また、地域など多方面からの意見も聞くことにより、まちづくりへの貢献にも繋がる。

6. 現在、町内では小学校区毎に地域コミュニティが機能している状態である。この先、小学校の統廃合によりその秩序を崩すことになりかねないため、そのコミュニティを繋ぎとめるような運用が必要となる。

施設面においては、例えば校舎の一部に耐震改修を実施しコミュニティの場とすることや、一方では、校舎を取り壊し、グラウンドと体育館を残す措置も考えられる。体育館は避難所にも指定されていることから、管理運営については地域との協議が必要となる。

運営面においては、統合した各小学校区のそれぞれの地域の歴史や伝統などを子ども達に学習、啓発し地域住民との連携を図っていくことが重要である。

これらの検討により、以下の結果となった。

- ⑥ 統合後の地域コミュニティは、旧施設の運用の仕方により、コミュニティの活性化に大いに影響があるため、町行政として地域との連携を図る必要がある。

また、学校の運営面では教育委員会が主導となり、旧学校区を網羅した地域に熟知した人物を配置したうえで、地域との連携を図る。

7. 将来、新しい小学校の建設が開始されると、建築やインフラ整備といったハード面だけではなく、校歌や校章の決定、教育目標の立案、どのような教育を展開していくのかといった、新たな学校の運営に関する準備委員会というようなものを立ち上げる必要がある。

あらかじめ事前に協議、検討すべきものであり、1～2年の期間は要すると思われる。

なお、統合された小学校の名称の決定については大きな問題となる。

明和町においては、6校区から段階的に2校区まで統合する場合、これまでの地域を表す学校名をどのようにするのが課題である。

例えば、校区名を冠した場合、町内北部地区の住民にとって南部に位置する地区のことは自分たちとは関わり合いがないという意識を持つような校名ではなく、オール明和という意識で、明和町が我々のふるさとであるという認識を持たせるようにした方がよい。

これらの検討により、以下の結果となった。

⑦ 統合決定後、小学校の運営方法等に関する設置準備委員会の立ち上げを行うこと。

それに伴い、新しい小学校の名称は、現在の校区の地域性を含めずに、町全体を「ふるさと」としての意識を持たせる命名が望ましい。

	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
建設	<p>管申を受け総合教育会議で計画を確認</p> <p>(仮称)明和第一小建設及び校区編成についての考え方 地元周知</p> <p>明和中学校開校</p>		<p>(仮称)明和第一小設計 プロポーザル業者決定</p> <p>国体開催 (ソフト会場)</p>	<p>(仮称)明和第一小建設設計完成</p> <p>基本設計および実施設計完成</p>	<p>(仮称)明和第一小建設予定地の用地買収</p> <p>(仮称)明和第一小建設工事</p>	<p>大淀小竣工60年目</p>
委員会						
	H37~H41 (2025~2029)	H42~H46 (2030~2034)	H47~H51 (2035~2039)	H52~H56 (2040~2044)	H57~H61 (2045~2049)	H62~H66 (2050~2054)
建設	<p>【H37】 (仮称)明和第一小完成</p> <p>【H40~H41】 (仮称)明和第一小用地買収</p>	<p>【H42~45】 プロポーザル仕様書作成</p> <p>プロポーザル</p> <p>基本設計</p> <p>実施設計</p> <p>建設</p>	<p>【H49】 上御糸小竣工60年目</p> <p>【H50】 斎宮小竣工60年目</p>	<p>【H62】 明星小竣工60年目</p> <p>【H56】 修正小竣工60年目</p>	<p>【H57】 下御糸小竣工60年目</p>	
委員会	<p>【H37】 校区編成(修正小を明星小・斎宮小へ統合の旨を周知)</p> <p>【H38】 (仮称)明和第一小建設検討委員会</p> <p>【H39~H40】 自治会まわり、説明</p>	<p>【H42~】 (仮称)明和第一小の運営方法等に関する委員会</p>				